

令和 2 年

# 上尾市議会第 2 回臨時会議案

概 要

議 案 名

議案第 9 6 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第 9 7 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	2

議案第 96 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務部職員課)

1 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員に支給する期末手当の支給割合を引き下げるもの

2 内容

1 職員の期末手当の支給割合の改定

- ・ 期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ  
(2.60 月分 → 2.55 月分)
- ・ 令和 3 年度以降の期末手当の均等配分

(単位：月分)

		令和 2 年度 (現行)	令和 2 年度 (改定後)	令和 3 年度 以降
期末 手 当	6 月期	1.30	<u>1.30</u>	<u>1.275</u>
	1 2 月期	<u>1.30</u>	<u>1.25</u>	<u>1.275</u>
	合計	<u>2.60</u>	<u>2.55</u>	2.55
勤 勉 手 当	6 月期	0.95	0.95	0.95
	1 2 月期	0.95	0.95	0.95
	合計	1.90	1.90	1.90
期末手当及び 勤勉手当の合計		<u>4.50</u>	<u>4.45</u>	4.45

2 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

- ・ 期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ  
(3.40 月分 → 3.35 月分)
- ・ 令和 3 年度以降の期末手当の均等配分

(単位：月分)

		令和 2 年度 (現行)	令和 2 年度 (改定後)	令和 3 年度 以降
期 末 手 当	6 月期	1.70	<u>1.70</u>	<u>1.675</u>
	1 2 月期	<u>1.70</u>	<u>1.65</u>	<u>1.675</u>
	合計	<u>3.40</u>	<u>3.35</u>	3.35

3 施行期日

- ・ 令和 2 年度分の改定は、公布の日
- ・ 令和 3 年度分以降の改定は、令和 3 年 4 月 1 日

議案第 97 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
 (総務部職員課)

1 提案理由	市職員に支給する期末手当の支給割合の引下げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き下げるもの																
2 内容	<p><b>期末手当の支給割合の改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ                  (4.50 月分→4.45 月分)</li> <li>・ 令和 3 年度以降の期末手当の均等配分</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="427 840 1417 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度 (現行)</th> <th>令和 2 年度 (改定後)</th> <th>令和 3 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>2.25</td> <td><u>2.25</u></td> <td><u>2.225</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>2.25</u></td> <td><u>2.20</u></td> <td><u>2.225</u></td> </tr> <tr> <td>年間支給月数</td> <td><u>4.50</u></td> <td><u>4.45</u></td> <td>4.45</td> </tr> </tbody> </table>		令和 2 年度 (現行)	令和 2 年度 (改定後)	令和 3 年度 以降	6 月期	2.25	<u>2.25</u>	<u>2.225</u>	12 月期	<u>2.25</u>	<u>2.20</u>	<u>2.225</u>	年間支給月数	<u>4.50</u>	<u>4.45</u>	4.45
	令和 2 年度 (現行)	令和 2 年度 (改定後)	令和 3 年度 以降														
6 月期	2.25	<u>2.25</u>	<u>2.225</u>														
12 月期	<u>2.25</u>	<u>2.20</u>	<u>2.225</u>														
年間支給月数	<u>4.50</u>	<u>4.45</u>	4.45														
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度分の改定は、公布の日</li> <li>・ 令和 3 年度分以降の改定は、令和 3 年 4 月 1 日</li> </ul>																

